

葉 個 審 第 1 号

平成 27 年 7 月 3 日

葉山町長 山梨崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会

会 長 相 川 忠 夫

個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 27 年 6 月 5 日付け葉総第 33 号で諮問のありました個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（仮称）の制定について、次のとおり答申します。

1 答申

葉山町（以下「町」という。）は、町議会の審議・議決を経て、葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定すべきである。

2 理由

- （1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の公布

平成 25 年 5 月 31 日、番号法が公布され、住民票を有する住民には、それぞれ固有の個人番号が付与されることとなった。行政機関は、その「保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために」、情報主体の同意を得ることなく、個人番号を鍵とした住民個人情報の収集・利用が可能となる。すなわち、行政機関は、複数の機関が各別に保有する情報を効率的に収集・利用できるようになり、住民は、個人番号を提示することによって、これまでに比べ簡易な手続で各種の申請等を行うことができるようになる。

- （2） 条例制定の必要性

第一に、番号法は、地方公共団体の長その他の執行機関による個人番号の独自利用は、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税……又は防災に関する事務

その他これらに類する事務」であって、かつ、「条例で定めるもの」に限定している（第9条第2項）。

従来から、地方公共団体の事務全般では個人に関する情報を取り扱っているところ、この番号法の規定により、個人番号による個人情報の検索・利用をするには、条例でその利用範囲とする事務を明らかにする必要があるが生じた。さらに、条例で定める事務を処理する過程において、自ら保有する個人情報の検索・利用を可能とすることを条例で定めることも求められた。

第二に、番号法は、地方公共団体の機関が、「当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供する」には、条例の根拠を必要としている（第19条第9号）。

地方公共団体は複数の執行機関から成り（町の場合は町長部局、教育委員会部局等）、個人情報は同一の執行機関内のほか、異なる執行機関相互でも授受されるものであることから、地方公共団体の異なる執行機関相互において、特定個人情報が提供される旨を明らかにする条例を制定する必要があるが生じた。

なお、このことは、既存の事務事業について既に保有している個人情報を検索・利用する場合であっても変わらない。

### （3） 条例案の概要

#### ア 個人番号の利用範囲（番号法第9条第2項関係）

当審査会に提示された「葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）」（以下「条例案」という。）では、次のような形で整備される。

##### （ア） 番号法別表第2に掲げられている事務

「法第9条第2項の条例で定める事務は、……町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務」及び「町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる」という包括的な文言を用いて、個人番号の利用を可能とする（条例案第4条第1項、第3項）。

##### （イ） 町の独自事業

別表第1及び第2を設け、そこで個別列挙する形で、個人番号の利用を可能とする（条例案第4条第1項、第2項）。

#### イ 町の執行機関相互の情報提供（番号法第19条第9号関係）

別表第1及び第3を設け、そこで個別列挙する形で、特定個人情報の提供を可能とする（条例案第5条第1項）。

(4) 当審査会の判断

当審査会は、条例案に関する担当部局（総務部総務課）の説明を聴き、資料に基づき検討した結果、現在、町において実施されている施策の継続に支障を来すことがないこと及び別表第1～3に掲げられた独自事業において個人番号を利用することが番号法に抵触するものでないことを確認した。よって、当審査会は、提示された条例案を速やかに議会に上程し、その審議・議決を経て、条例を制定すべきであると判断する。